

令 和 6 年

大 蔵 村 議 会 会 議 錄

第 2 回 臨 時 会 5 月 1 6 日 開 会
 5 月 1 6 日 閉 会

大 蔵 村 議 会

令和 6 年 5 月 16 日（木曜日）

第 2 回大蔵村議会臨時会会議録
(第 1 日目)

令和6年 第2回大蔵村議会臨時会会議録

令和6年5月16日（木曜日）

出席議員（9名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
3番	須藤敏彦君	4番	佐藤勝君
5番	八鍬信一君	6番	加藤忠己君
8番	斎藤光雄君	9番	鈴木君徳君
10番	海藤邦夫君		

欠席議員（1名）

7番 佐藤雅之君

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	越後享君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	長南正寿君
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
診療所事務長	小野秀司君
危機管理室長 デジタル推進室長	佐藤克也君
教育課長	羽賀明美君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 佐藤信一君

議事日程 第1号

令和6年5月16日（木曜日） 午前10時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議第36号 専決処分の承認を求めるについて

令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）

第4 議第37号 専決処分の承認を求めるについて

令和5年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

第5 議第38号 専決処分の承認を求めるについて

令和5年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）

第6 議第39号 専決処分の承認を求めるについて

令和5年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

第7 議第40号 専決処分の承認を求めるについて

令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第6号）

第8 議第41号 専決処分の承認を求めるについて

令和5年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第5号）

第9 議第42号 専決処分の承認を求めるについて

令和5年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）

第10 議第43号 専決処分の承認を求めるについて

令和5年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第11 議第44号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議第45号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議第46号 専決処分の承認を求めるについて

令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第1号）

第14 議第47号 新庁舎用地造成工事（第1工区）の請負契約について

第15 議第48号 ロータリ除雪車（2.2m級）の購入契約について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（海藤邦夫君） 皆さん、おはようございます。

本臨時会に出席いただき、誠に御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は9人です。佐藤雅之議員から欠席届が提出されています。

定足数に達しておりますので、令和6年第2回大蔵村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（海藤邦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番加藤忠己議員、8番齊藤光雄議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（海藤邦夫君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議第36号 専決処分の承認を求めるについて

令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第3、議第36号専決処分の承認を求めるについて 令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より、挨拶と併せて提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤正美君） 皆様、改めましておはようございます。

議員の皆様方におかれましては、田植を間近に控えたなにかとお忙しい中、令和6年村議会第2回臨時会に御出席をいただきましたこと、心から厚く御礼を申し上げます。

このたびの案件は、3月定例議会の終了時にも議員の皆様方にお願いを申し上げておりますが、法令の改正や決算期を前にした補正予算、そして工事の請負契約や機械購入契約の承認を

いただくための臨時会であります。どうぞ十分な御審議をいただき、御可決くださいますようお願いを申し上げます。

それでは、各議案の提案理由を申し上げます。

議第36号専決処分の承認を求めるについて 令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額から1億2,000万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ41億5,510万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算補正」に、繰越明許費につきましては、「第2表 繰越明許費補正」に、繰越明許費補正、債務負担行為につきましては、「第3表 債務負担行為補正」に、地方債につきましては、「第4表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、議第36号でございます。

専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）

令和6年5月16日提出

大蔵村長 加藤正美

それでは、令和5年度補正予算書の2ページをお開きください。

専第1号

令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）

令和5年度大蔵村の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億5,510万円とする。

2項 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和6年3月29日

大蔵村長 加藤正美

それでは、7ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正でございます。

こちらのほうは追加でございます。

2款総務費1項総務管理費、事業名が役場庁舎用地造成事業でございます。こちらについては、新庁舎の用地造成の設計業務の委託料でございます。こちらを800万円、次年度への繰越しでございます。

次のページをお開きください。

第3表 債務負担行為補正、こちらは廃止となります。

重粒子線がん治療費利子補給（令和5年度分）40万5,000円、農林業天災対策資金利子補給補助金49万2,000円の廃止でございます。

隣のページを御覧ください。

第4表 地方債補正、こちらは変更でございます。

起債の目的、辺地対策事業債。補正前の限度額6,210万円、補正後の限度額5,340万円。

過疎対策事業債2億5,760万円、補正後の限度額2億2,340万円。合計で補正前の限度額3億8,470万円、補正後の限度額3億4,180万円。

起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

それでは、次のページのほうをお開きください。

こちらにつきましては、2の歳入でございます。

1款村税1項村民税2目法人45万円の減。

2項1目固定資産税100万円。

4項1目村たばこ税11万3,000円の減。

2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税174万2,000円。

2項1目自動車重量譲与税436万円。

3項1目森林環境譲与税57万2,000円の減。

3款1項1目利子割交付金2万6,000円の減。

4款1項1目配当割交付金41万円。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金59万2,000円。

6款1項、次のページをお開きください。1目法人事業税交付金164万2,000円。

7款1項1目地方消費税交付金1,089万円。

8款1項1目環境性能割交付金147万4,000円。

9款地方特例交付金2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金7万1,000円。

10款1項1目地方交付税1億5,122万円。

11款1項1目交通安全対策特別交付金30万円の減。

12款1項負担金1目総務費負担金18万1,000円。2目民生費負担金4万3,000円。

次のページをお開きください。

13款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料75万3,000円。4目商工使用料5,000円の減。

2項手数料2目衛生手数料18万1,000円の減。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金270万6,000円の減。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金389万6,000円の減。

2目民生費国庫補助金101万1,000円の減。3目衛生費国庫補助金63万4,000円の減。4目土木費国庫補助金728万8,000円の減。

次のページをお開きください。

5目教育費国庫補助金7万5,000円の減。

3項委託金2目民生費委託金9,000円の減。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金260万6,000円の減。

2項県補助金1目総務費県補助金287万4,000円の減。2目民生費県補助金519万2,000円の減。

3目衛生費県補助金71万1,000円の減でございます。

次のページをお開きください。

4目農林水産業費県補助金262万9,000円の減。5目商工費県補助金13万3,000円の減。6目土木費県補助金26万2,000円の減。7目教育費県補助金33万8,000円の減。

3項委託金1目総務費委託金2万6,000円の減。3目農林水産業費委託金1万2,000円の減。

16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金1,000円の減。

2項財産売払収入1目物品売払収入1,403万4,000円。

17款1項寄附金1目一般寄附金729万1,000円の減。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1億4,368万円の減。

次のページをお開きください。

2目減債基金繰入金9,600万円の減。3目ふるさと活性化事業基金繰入金538万9,000円の減。

4目ふるさと大蔵村応援基金繰入金624万6,000円の減。

20款諸収入4項雑入4目過年度収入52万8,000円。5目雑入801万8,000円。

21款1項村債1目総務債60万円の減。2目民生債180万円。

次のページをお開きください。

3目衛生債30万円の減。4目農林水産業債10万円の減。5目商工債730万円の減。6目土木債2,940万円の減。8目教育債700万円の減でございます。

次のページをお開きください。

こちらからは歳出となります。

1款1項1目議会費71万4,000円の減。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費790万9,000円の減。3目財政管理費1億4,375万4,000円。4目会計管理費140万8,000円の減。5目財産管理費439万9,000円の減。6目企画費581万6,000円の減。

次のページをお開きください。

8目地域振興費987万2,000円の減。9目情報システム費233万7,000円の減。10目村営バス事業費、こちらについては財源内訳の変更でございます。11目情報通信基盤施設管理事業費757万7,000円の減。12目諸費41万9,000円の減。13目庁舎建設費811万9,000円の減。14目デジタル推進費436万7,000円の減。

次のページをお開きください。

2項徴稅費1目税務総務費197万6,000円の減。

5項2目統計調査費、こちらも財源内訳の変更でございます。

○健康福祉課長（長南正寿君） 4款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費500万9,000円の減。3目老人福祉費1,453万6,000円の減。

次のページをお願いいたします。

4 目障害福祉費1,334万3,000円の減。5 目国民健康保険費231万5,000円の減。6 目福祉医療費225万円の減。7 目後期高齢者医療費61万7,000円の減。

次のページをお願いいたします。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費156万円の減。2 目児童福祉施設費709万9,000円の減。

3 目児童措置費16万円の減。

次のページをお願いいたします。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費463万円の減。2 目成人老人保健事業費194万9,000円の減。3 目母子保健事業費41万3,000円の減。4 目予防費566万5,000円の減。5 目健康づくり推進費43万円の減。6 目環境衛生費70万円の減。7 目浄化槽費37万1,000円の減。

次のページをお願いいたします。

2 項清掃費 1 目清掃総務費36万円の減。

3 項 1 目簡易水道費204万3,000円の減。

○産業振興課長（若槻 寛君） 5 款労働費 1 項労働諸費 1 目労働費34万5,000円の減。

6 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費、こちらは財源内訳の変更となります。

次のページをお開きください。

2 目農業総務費87万5,000円の減。3 目農業振興費567万1,000円の減。4 目水田農業経営確立対策事業費136万8,000円の減。5 目畜産費 1 万6,000円の減。6 目農地費152万3,000円の減。

2 項林業費 1 目林業総務費86万5,000円の減。

次のページをお開きください。

2 項林道整備費191万4,000円の減。

7 款 1 項商工費 1 目商工振興費53万6,000円の減。3 目観光費291万2,000円の減。4 目スキ一場管理費35万5,000円の減。

2 項地域活性化促進費、次のページをお開きください。1 目地域活性化促進費、こちらは財源内訳の変更となります。

○地域整備課長（早坂健司君） 8 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費166万3,000円の減。

2 項道路橋梁費 1 目道路橋梁総務費191万6,000円の減。2 目道路維持費5,259万円の減。

次のページをお開きください。

3 目道路新設改良費1,501万8,000円の減。4 目橋梁維持費868万2,000円の減。

3 項河川費 1 目河川総務費310万5,000円の減。

5 項下水道費 1 目特定環境保全公共下水道費169万2,000円の減。

次のページをお開きください。

○危機管理室長（佐藤克也君） 9款1項消防費 1目非常備消防費179万4,000円の減。2目消防施設費85万4,000円の減。3目水防費24万9,000円の減。4目危機管理費38万1,000円の減。5目防災無線管理費14万7,000円の減。

○教育課長（羽賀明美君） 10款教育費 1項教育総務費 1目教育委員会費 9万円の減。

次のページをお開きください。

2目事務局費348万8,000円の減。3目スクールバス運行管理費143万6,000円の減。

2項小学校費 1目学校管理費349万3,000円の減。

次のページをお開きください。

2目学校教育費52万4,000円の減。3目クラブ活動費 2万3,000円の減。4目情報教育費 6万6,000円の減。5目学校給食費61万1,000円の減。

次のページをお開きください。

3項中学校費 1目学校管理費471万9,000円の減。2目学校教育費52万4,000円の減。4目情報教育費 7万4,000円の減。5目学校給食費52万7,000円の減。

4項社会教育費、次のページをお開きください。1目社会教育総務費86万8,000円の減。2目公民館費190万2,000円の減。3目生涯学習センター管理費241万4,000円の減。4目生涯教育推進費37万5,000円の減。

次のページをお開きください。

5目芸術文化振興費 5万4,000円の減。6目文化財保護費77万9,000円の減。

5項保健体育費 1目保健体育総務費41万3,000円の減。2目保健体育振興費 2万8,000円の減。

次のページをお開きください。

3目運動公園管理費60万9,000円の減。

○産業振興課長（若槻 寛君） 11款災害復旧費 1項農林水産業施設災害復旧費 1目耕地災害復旧費190万2,000円の減。2目林業災害復旧費120万円の減。

2項 1目公共土木施設災害復旧費1,025万1,000円の減。

次のページをお開きください。

12款 1項公債費 1目元金、こちらは財源内訳の変更となります。2目利子465万7,000円の減。
以上、御審議の上、御承認くださるようお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 31ページの歳出の2款で、31ページの12委託料に関しまして、情報通信

基盤施設維持作業委託料の750万円の、その減額の内訳を教えてください。

○議長（海藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） こちらの委託につきましては、今NTTのほうに業務委託をして、村で敷設している光ファイバーケーブルの維持管理のほうを単価契約にて行っているものでございます。

こちらのほう、特段今年に関しましては、作業が少なかったというところで減額となっております。特に故障とかそういうものがなかったということで、こちらのほうのNTTの電線の作業がなかったということで、減額ということでございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。1番早坂議員。

○1番（早坂民奈君） すみません、教えていただきたいのは、23ページで、不用品売扱収入です。県支出金のほう、これ内容をちょっと教えていただきたいんですが。1,403万4,000円の内訳です。

○議長（海藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） こちらにつきましては、ロータリ除雪車と、あとドーザーのほうの売扱収入でございまして、除雪ドーザー、こちらのほうが462万円と、あとロータリ除雪車のほうが936万円で売払いということで、こちらのほうを補正させていただいているところでございます。

○議長（海藤邦夫君） そのほか。加藤議員。

○6番（加藤忠己君） 誰にとかそういうあれではないんですけども、誰に聞いていいか分からぬんだけれども、これはずっと行くと、歳出はほとんど減額になる。これは、予算の立て方が甘いのか、事業ができなくて、残って減額するのか、その辺誰に聞いていいか分からないんですけども、全体的にはほとんどもう減、減、減、減となりますよね。だから、この辺をちょっとお願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それにつきましては、基本的に今回の専決予算というのは、まず歳入が確定するということでそちらの整備と、あと歳出のほうにつきましては、事業費の不用額があまり多くなっているところのほうの整備というところで、補正をさせていただいているところでございます。

それで、あと事業のほう確定したということで減額になっているのでございますけれども、

今議員のおっしゃるとおり、過大に見積もっているという意見もございますけれども、基本的にやはり予算の査定するときは、担当課からの予算の見積り要求、そういうものは、まずその積算根拠に基づいて、各担当課より上がってきたものを、そこに無駄はないかということで、予算のほうを査定して編成させていただいているところでございます。

やはり事業を行っていますと、やはり事業料の多選、多くなったり少なくなったりするということはございますので、その辺はやはり御了承いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 加藤議員。

○6番（加藤忠己君） 総務課長言っているのは分かるんだけれども、こんなに多いと、やはり見るほうも、なにか予算の立て方もありではないかっていう、全員、議員が思っていると思うんです。もう本当に、なにかしっかりとした予算の立て方というのをお願いします。

○議長（海藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） その辺につきましては、今後とも予算査定、いろいろなところで職員一同、いろいろなところで注意しながらチェックをしていきたいというふうに考えております。

○議長（海藤邦夫君） そのほか。佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） 今日は補正予算のあれですから言っていいか悪いか分かりませんけれども、またかって言われるかもしれませんけれども、赤松竹ノ沢線の男滝・女滝、今回の修理か何か分からぬいけれども、あれは、前にも言ったんだけれども、いろいろ問題があつてできないという話しだったんだけれども、あのままにしておいては本当に危ないんです。

あそこは民有地ではなくて国有地だから難しいという話しをしても、この間別件で、議席の関係で、県議会の議員の方2人、今来ていただきまして、そこを案内して、なんとかしなくてはなんねえなっていう話しでした。それで、やはりあのままになると、ただ土砂を片付けているだけでは駄目なので、やはりしっかりした工事をしないと駄目だと思います。

もっとも、経済効果なんか考えたらやるまでもないっていうことになるかもしれませんけれども、やはりあれは県道ですから、いつ直すのか分からないんですけども、なくてはならないんです。特にあの辺は、迂回路として使っているのは生かしていないんです。その辺、今々やれって言っても無理なんですけれども、どういうお考えでいるのか教えてください。

○議長（海藤邦夫君） 地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 以前、佐藤議員のほうにも申し上げましたが、佐藤議員御承知

のとおり国有林になっているというふうなことで、営林署との調整を行いたいというふうなことで御回答申し上げたことがございます。ですので、私どものほうでは、産業振興課と地域整備課で営林署のほうに赴きまして、今後どのようにするかと、上部のほうにオーバーハングしている部分ありますので、その状況等を協議させていただきたいというふうに今考えているところでございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） 先ほども申し上げましたけれども、本当に先日なんですけれども、県会議員の人が2人、重成さんと小松さんが来て、その現場で座込んで様子を見ながらいろいろしゃべって、ちょっと議論にもなりましたけれども、しゃべったんですけれども、これはこのままにはしておけない、すぐにでもなんとかしなければならないって、それで、ここは保安林かなにかになっているかもしれませんけれども、関与が難しい、それは私も知っていますけれども、だから、難しいから道路が造れないというのは、それはとんでもない話で、もともとあそここの道路なんてこんな道路で、林の中を村道切っていったんですから、それできないわけがないんです。だから、申し訳ないんだけれども、ちょっと待て、またどうせあまり通らねえんだべつてぐらいの考え方で言われたんではこちらもたまたものではないので、なるだけ早い時期にいろいろちょっと交渉して工事をやってもらえばと、検討してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 今議員おっしゃられましたような形で、早々に、産業振興課のほうと一緒に営林署のほうに赴いて、どのような方向でできるかというふうなことを協議してまいりたいと思います。

以上です。（「分かりました、いいです」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） 41ページの18節の34万5,000円の資格取得による雇用促進事業補助金の件ですけれども、今年度、補助金を与えた人数は何人ぐらいいたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 令和5年度に関しては11件で、75万5,000円の補助をしております。

以上です。

○8番（斎藤光雄君） 特にどのような職種の機械のあれに補助が多かったものですか。

○議長（海藤邦夫君） 若槻課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 農業機械関係で、特に昨今はドローンの資格取得をする人が多くなってきております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） ドローンのほうは大体どのぐらいの人数、今講習とかそれに向かっていきますか。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 今現在ということ……（「現在で結構です」の声あり）ちょっと、今現在のこととは。

補助金の交付については、資格取得していただいた後に申請するっていうふうな形をとっておりまして、交付申請と実績が一緒になっているっていうふうな取扱いをしているものですから、今現在どういった形で支援をいただく方が講習を受けているかというのは、ちょっと把握していない状況でございます。すみません。（「分かりました」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 35ページをお開きください。

3款1項3目の27節繰出金について、介護保険特別会計、繰出金が随分と減額になっているので、この辺に関してちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 長南課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 繰出金が多い件、介護保険でよろしいですか。

ここ昨今、コロナ禍でサービス控えもあって、そろそろサービス控えも若干は戻ってはきているのですけれども、サービスの利用が少なかつたり、それと事業者の方でサービスをもう、ここ最近もまだコロナは、ちょっと最近もあったんですけども、それでサービスを休んだりということが、事業が減になっておりますので、それで繰出金のほうも多くなっているという状況でございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 減額ということは、少なくなっているんですか、じゃあ。

○議長（海藤邦夫君） 長南課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 当初予算では、やはりもうコロナ終わったという形で、去年の5月から5類に移行もしておりますので、多めに事業は見込んでおりましたけれども、それでもなおかつ事業者がサービスを休んだり、それとやはり田舎のほうの高齢者の方々、まだまだコロナが怖いというイメージもあるのか、マスクもまだしておりますし、サービスの利用が、当初の予算組んだよりもかなり少なくなっているので、減額になっているという形でございます。

以上でございます。（「分かりました」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） そのほか。斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） 59ページの工事費の南山交流広場排水対策工事ですけれども、グラウンドゴルフやっているところの芝の場所だとは思うんですけども、この工事でほとんど排水対策工事は完了ということで、実質的に、完全に対策工事になったのでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 羽賀課長。

○教育課長（羽賀明美君） 今回の南山の排水対策工事は、計画どおりには完了しております。水の排水のほうも確認されました。

ただ、排水、前回と違って砂等入らないように完全な工事はしておるつもりですが、これから数年かけて、その様子を見ながら確認していくかと思います。

工事のほうは無事完了しております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） 完全にはやはり、根本的な工事でもやらない限りはできないということですね。じゃあ、数年かけてよろしくお願ひいたします。
終わります。

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 43ページの6の1の3の18節ですけれども、多面的機能支払交付金が減額になっている、この理由を教えてください。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 多面的直接支払交付金の中の長寿命化については、事業計画全てが交付にならないというのが現在の状況になっておりまして、結局各組織から申請いただいたものが、それぞれ減額になって交付されるというような状況になっておりました。そういう

たところで、今回減額補正させていただいたという状況です。歳入のほうも減額しております。
(「分かりました」の声あり)

- 議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。伊藤議員。
- 2番（伊藤貴之君） 57ページの10の3の1の1の報酬ですけれども、学習指導員の報酬が減額になっている、その辺を教えていただきたいと思います。
- 議長（海藤邦夫君） 羽賀教育課長。
- 教育課長（羽賀明美君） 中学校のほうの学習指導員でよろしかったでしょうか。（「はい」の声あり）

こちらは、時間外手当の実績がなかったので不用になった分と、あと学習指導員が年度途中で体調不良になりました、3か月ほど不在の期間ができました。その間の不用額になっておりますので、減額させていただいたものでございます。

以上です。（「分かりました」の声あり）

- 議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。
- 討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。
- これより採決いたします。
- 本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
- [「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
-

- 日程第4 議第37号 専決処分の承認を求めるについて
令和5年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議長（海藤邦夫君） 日程第4、議第37号専決処分の承認を求めるについて 令和5年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。
- 提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。
- 村長（加藤正美君） 議第37号専決処分の承認を求めるについて 令和5年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。
- この議案は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額から1,679万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,637万3,000円としたものでございます。
- 補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございま

すが、詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 議第37号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和5年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和6年5月16日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書の68ページをお開きください。

専第2号

令和5年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和5年度大蔵村の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,679万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,637万3,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

74ページをお開きください。

歳入です。

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税410万8,000円。2目退職被保険者等国民健康保険税3,000円の減。

3款国庫支出金1項国庫補助金2目出産育児一時金臨時補助金2万円の減。3目社会保障税番号制度システム整備費等補助金2,000円の減。

4款県支出金1項県補助金、次のページをお開きください。1目保険給付費等交付金941万1,000円の減。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金231万5,000円の減。

2項基金繰入金1目国民健康保険基金繰入金886万円の減。

8款諸収入2項1目貸付金元利収入30万円の減。

3 項雑入 3 目退職被保険者等第三者納付金1,000円の減。 5 目健診手数料 3 万5,000円の減。

6 目雑入 4 万5,000円。

次のページをお開きください。

歳出です。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費87万2,000円の減。

2 項徴税費 1 目賦課徴収費 1 万8,000円の減。

2 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目一般被保険者療養給付費628万5,000円の減。 2 目退職被保険者等療養給付費1,000円の減。

次のページをお開きください。

3 目一般被保険者療養費33万8,000円の減。 4 目退職被保険者等療養費1,000円の減。 5 目審査支払手数料15万8,000円の減。

2 項高額療養費 1 目一般被保険者高額療養費373万4,000円の減。 2 目退職被保険者等高額療養費1,000円の減。 3 目一般被保険者高額介護合算療養費 9 万6,000円の減。 4 目退職被保険者等高額介護合算療養費1,000円の減。

4 項出産育児諸費 1 目出産育児一時金200万円の減。

次のページをお開きください。

5 項葬祭諸費 1 目葬祭費20万円の減。

6 項 1 目傷病手当金94万8,000円の減。

3 款国民健康保険事業費納付金 1 項医療給付費分 1 目一般被保険者医療給付費分111万3,000円の減。

次のページをお開きください。

6 款保健事業費 1 項 1 目特定健康診査等事業費29万9,000円の減。

2 項保健事業費 1 目保健衛生普及費 4 万7,000円の減。

9 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目一般被保険者保険税還付金38万2,000円の減。

2 項貸付金 1 目高額療養費等貸付金30万円の減。

68ページにお戻りください。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和6年3月29日

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 全体の話しになるんですけれども、国民健康保険税の徴収率がすごくいいという話しでありまして、税務課のほうで頑張っているっていうことでありますので、これからも頑張っていただきたいという感謝の意を申し上げたいと思います。

質問ではありません、すみません。

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入れます。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。
これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5 議第38号 専決処分の承認を求めるについて

令和5年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第5、議第38号専決処分の承認を求めるについて 令和5年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第38号専決処分の承認を求めるについて 令和5年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から631万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,613万2,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 議第38号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和5年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）

令和6年5月16日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

補正予算書の88ページをお開きください。

専第3号

令和5年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）

令和5年度大蔵村の簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ631万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,613万2,000円とする。

2項 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和6年3月29日

大蔵村長 加 藤 正 美

94ページをお開きください。

2 岁入

2款使用料及び手数料1項使用料1目水道使用料496万円の減。

2項1目手数料7万9,000円。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金173万3,000円の減。

5款諸収入1項1目雑入29万7,000円。

次のページをお開きください。

3 岁出

1款1項水道事業経営総務費1目水道管理費581万7,000円の減。

3款諸支出金1項償還金及び還付金1目水道使用料還付金50万円の減。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので質疑に入ります。伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 95ページの2の1の1の1節、現年度分の600万円のその減額というの

に関しまして、どういうことだか教えてほしいです。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） こちらに関しましては、予算に対しまして、収納額に合わせた形で、歳入が欠損しないような形で614万円を減額したものでございます。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） すみません、ちょっと今の説明で分からなかつたんで、もう少し優しく教えていただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 水道使用料につきましては、補正前の金額に対しまして、補正後というふうなことで、614万円減額した理由につきましては、614万円を減額することによりまして、予算額よりも収入額のほうが上回るというふうなことで、歳入不足にならないような形での補正予算としております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） そうすると、水道使用料を、誰かしら安くなるとかっていう話しではないんですか。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 安くなるというふうなことではございません。

実際に、水道使用料ですけれども、現年度分4,972万1,886円というようなことで、5月15日現在収納しております、このような形で、昨年と、およそ3%ほど少ないような収納状況なんですが、今回は公営企業会計のほうで打切決算になっております。その点もあるものですから、4月1日が収納日と、納入期限ですか、なっておるものですから、その部分で減額というふうな形にしております。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6 議第39号 専決処分の承認を求めるについて

令和5年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算（第5号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第6、議第39号専決処分の承認を求めるについて 令和5年度大蔵
村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第39号専決処分の承認を求めるについて 令和5年度大蔵村特定環境
保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から461万5,000円を
減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,467万3,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 議第39号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分し
たので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和5年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

令和6年5月16日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書の100ページをお開きください。

専第4号

令和5年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

令和5年度大蔵村の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定め
るところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ461万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,467万3,000円とする。

2項 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和6年3月29日

大蔵村長 加藤正美

106ページをお開きください。

2 岁入

1款分担金及び負担金1項分担金1目下水道事業分担金8万5,000円。

2款使用料及び手数料1項使用料1目下水道使用料306万8,000円の減。

2項1目手数料5万円。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金168万2,000円の減。

次のページをお開きください。

3 岁出

1款1項公共下水道事業経営総務費1目下水道管理費461万5,000円の減。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） 107ページの下水道工事指定店の指定手数料ですけれども、これは新たに村外業者かどこかの、新規で申し込んだっていう感じでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） こちらのほうは、更新というふうな形でございます。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

日程第7 議第40号 専決処分の承認を求めるについて

令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第6号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第7、議第40号専決処分の承認を求めるについて 令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第40号専決処分の承認を求めるについて 令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第6号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額から492万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,428万2,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 議第40号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第6号）

令和6年5月16日提出

大蔵村長 加藤正美

令和5年度の補正予算書の112ページを御覧ください。

専第5号

令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第6号）

令和5年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ492万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,428万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和6年3月29日

大蔵村長 加藤正美

118ページを御覧ください。

2 歳入

1款診療収入1項外来収入1目国民健康保険診療収入3万円の減。2目社会保険診療収入9万円。3目後期高齢者診療収入45万円の減。4目一部負担金8万円。5目その他の診療収入23万円の減。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金458万円の減。

6款1項諸収入1目雑入20万円。

次のページを御覧ください。

3 歳出

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費472万円の減。2目医師住宅管理費20万円の減。

以上、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので質疑に入ります。早坂議員。

○1番（早坂民奈君） 119ページの後期高齢者収入の中の歯科分で、92万円の減になっておりますけれども、ということは診療をなさっている方が来られなくなったとかそういうことなのでしょうか。

そして、それに対する対応、まず階段が上れないというので来られないっていう人がすごく今までいろいろ話し出しているんですけども、その辺の詳しいことを教えてください。

○議長（海藤邦夫君） 小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 後期高齢者診療分の収入、歯科分も、いずれにしても歯科分が、診療収入は減額しておりますけれども、来られないという形のものではなくて、実際に診察す

る方が減少したという内容であります。

あと、それが原因で減額、それに伴って診療収入が減ったというのが原因ではないかということで考えております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 早坂議員。

○1番（早坂民奈君） 今のお話しさると、結局後期高齢者の方が診療に来られないというか、人数が減ったと。人数減というふうなお答えなんすけれども、今まで全然違うような話しになってくるんですけども、あの階段が上れないというので、皆さんちょっと行くのをためらっているっていう方もいらっしゃるんですが、何か手だては考えていないのでしょうか。

というのは、あの階段を上るのに滑るということもあったので、もしエレベーターとかそういうのをつけられなくとも、ちょっと滑らないようなマットをつけるとか、そういうふうな考えはありませんか。

○議長（海藤邦夫君） 小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 滑らない対策というか、診療所の施設を建築する上で、床の規格というのがありますと、それは血液とかそういうようなものを拭きとることができるようにするような形で、じゅうたんとかそういうのはあまり好ましくないということで、今のような設計にしていると思います。

上に上がれないということで、前にも質問あったんですけども、それに対して、声掛けしてもらえば、診療所の職員が手助けをして上にするということで、あそこにも張り紙しておりますけれども、上り下りに対する介助に対して職員が手伝うという体制をとっていることと、どうしても来られない場合は歯科のほう、先生のほうとも相談したんですが、訪問診療という形での対応もできるということで、家族の方が来ていただいて御相談していただければ、そういうふうな対応をしていきたいということで考えております。

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8 議第41号 専決処分の承認を求めるについて

令和5年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第8、議第41号専決処分の承認を求めるについて 令和5年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第41号専決処分の承認を求めるについて 令和5年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第5号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額から4,138万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,409万6,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 嶸入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 長南健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。長南健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 議第41号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和5年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第5号）

令和6年5月16日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書の124ページをお開きください。

専第6号

令和5年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第5号）

令和5年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,138万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,409万6,000円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和6年3月29日

大蔵村長 加藤正美

130ページをお開きください。

2 歳入でございます。

1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料71万3,000円。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金113万3,000円の減。

2項国庫補助金1目調整交付金15万円の減。2目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業64万4,000円。3目地域支援事業交付金、その他の地域支援事業14万6,000円。4目保健者機能強化推進交付金12万5,000円の減。5目介護保険、保険者努力支援交付金2万9,000円。6目介護保険事業費補助金56万6,000円。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金1,470万8,000円の減。2目地域支援事業交付金15万8,000円。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金859万1,000円の減。

次のページをお願いいたします。

2項県補助金1目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業8万3,000円。2目地域支援事業交付金、その他の地域支援事業21万5,000円の減。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1,228万6,000円の減。

2項基金繰入金1目介護保険、介護給付基金繰入金620万1,000円の減。

9款諸収入2項雑入3目介護予防プラン作成料25万6,000円の減。

次のページをお願いいたします。

3 歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費12万5,000円の減。

2項徴収費1目賦課徴収費22万8,000円の減。

3項1目介護認定審査会費2万4,000円の減。2目認定調査等費77万6,000円の減。

次のページをお願いいたします。

4項1目計画策定委員会費1万4,000円の減。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費97万円の減。2目地域密着型介護サービス給付費684万9,000円の減。3目施設介護サービス給付費2,468万6,000円の

減。4目居宅介護福祉用具購入費24万3,000円の減。5目居宅介護住宅改修費18万2,000円の減。

6目居宅介護サービス計画給付費300万円の減。

次のページをお願いいたします。

2項介護予防サービス等諸費 1目介護予防サービス給付費49万円の減。2目介護予防地域密着型介護サービス費5万8,000円の減。3目介護予防福祉用具購入費2万3,000円の減。4目介護予防住宅改修費16万9,000円の減。5目介護予防サービス計画給付費26万7,000円の減。

3項その他諸費 1目審査支払手数料9万5,000円の減。

4項高額介護サービス等費 1目高額介護サービス費195万円の減。

次のページをお願いいたします。

5項高額医療合算介護サービス等費 1目高額医療合算介護サービス費69万1,000円の減。

6項特定入所者介護サービス等費 1目特定入所者介護サービス費426万円の減。2目特定入所者介護予防サービス費2万円の減。

3款1項基金積立金 1目給付基金積立金632万5,000円。

次のページをお願いいたします。

4款地域支援事業費 1項介護予防日常生活支援サービス事業費 1目介護予防日常生活支援サービス事業費55万円の減。2目介護予防ケアマネジメント事業費15万8,000円の減。3目審査支払手数料5,000円の減。

2項1目一般介護予防事業費16万2,000円の減。

3項包括的支援事業任意事業費 1目包括的支援事業費36万6,000円の減。次のページをお願いいたします。2目任意事業費14万6,000円の減。3目在宅医療介護連携推進事業費11万6,000円の減。4目生活支援体制整備事業費35万9,000円の減。

5款諸支出金 1項償還金及び還付加算金 1目第1号被保険者保険料還付金10万円の減。2目償還金62万9,000円の減。

以上、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入れます。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第9 議第42号 専決処分の承認を求めるについて

令和5年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第9、議第42号専決処分の承認を求めるについて 令和5年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第42号専決処分の承認を求めるについて 令和5年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、浄化槽整備事業特別会計歳入歳出予算の総額から77万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,763万7,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 嶸入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 議第42号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和5年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年5月16日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書の148ページをお開きください。

専第7号

令和5年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度大蔵村の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ77万3,000円を減額し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ2,763万7,000円とする。

2項 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和6年3月29日

大蔵村長 加藤正美

154ページをお開きください。

2 岁入になります。

1款分担金及び負担金1項分担金1目浄化槽整備事業分担金11万円の減。

2款使用料及び手数料1項使用料1目浄化槽使用料84万6,000円の減。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目浄化槽整備事業費国庫補助金59万4,000円の減。

6款諸収入1項1目雑入77万7,000円。

次のページをお開きください。

3 岁出になります。

1款浄化槽整備事業費1項1目浄化槽管理費77万3,000円の減。

2項浄化槽整備事業費1目浄化槽整備事業費、こちらは財源内訳の変更になります。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。八鍬議員。

○5番（八鍬信一君） 154ページの3の1の1ですけれども、補助金59万円になりますが、これ入らないということで、これは浄化槽関係ですか。

○議長（海藤邦夫君） 地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） こちらの補助金につきましては、新規の浄化槽設置者がいなかつたために補助金が入らないというふうなことでございます。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第10 議第43号 専決処分の承認を求めるについて

令和5年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第10、議第43号専決処分の承認を求めるについて 令和5年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第43号専決処分の承認を求めるについて 令和5年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額から68万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,764万5,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 嶸入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 議第43号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和5年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年5月16日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書の160ページをお開きください。

専第8号

令和5年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和5年度大蔵村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,764万5,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和6年3月29日

大蔵村長 加藤正美

166ページをお開きください。

歳入です。

1款1項後期高齢者医療保険料1目特別徴収保険料5万円の減。2目普通徴収保険料21万1,000円の減。

3款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金13万円の減。2目保険基盤安定繰入金29万4,000円の減。

次のページをお開きください。

歳出です。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費3万5,000円の減。

2項1目徴収費9万5,000円の減。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金55万5,000円の減。

以上、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第11 議第44号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君）　日程第11、議第44号専決処分の承認を求めるについて　大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君）　議第44号専決処分の承認を求めるについて　大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正により、大蔵村税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法の規定により専決処分をしたものでございます。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君）　中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君）　議第44号専決処分の承認を求めるについて
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年5月16日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

次のページを御覧ください。

専第9号

大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村税条例の一部を改正する条例

大蔵村税条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、別添の概要資料を御覧ください。

改正の主な内容です。

（1）職権による減免を可能とする規定の追加です。個人住民税、固定資産税等の減免について、減免事由に該当することが明らかであり、かつ減免する必要があると村長が認める場合は、職権による減免を可能とする規定を追加したものです。大規模災害の場合等を考えております。

（2）個人住民税の定額減税の実施です。令和6年度分の個人住民税所得割額から納税者及

び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税を実施するものです。

(3) 土地に係る固定資産税の負担調整措置等の継続。固定資産税は固定資産評価額を3年に1度見直すこととされていますが、その際地価の急激な変動に連動して税負担が急激に変動することを抑えるため、これまでも負担調整措置が講じられてきましたが、この負担調整措置を令和6年度から令和8年度までの間においても継続するものです。

それでは、議案の最後のページをお開きください。

附則から読み上げます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大蔵村税条例の規定中、固定資産税に関する部分は令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に、新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号第1条）の規定による改正前的地方税法（昭和25年法律第226号附則第15条第25項）に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和6年3月30日

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 改正の主な内容につきまして、職権による減免を可能とするってありますけれども、この項目って、ちょっと勉強不足で分からんんですけども、今までこれってなかったのですか。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 減免の規定はあったんですが、あるんですが、あくまでも申請によって基づくものだったのです。

今回に限っては、最近大規模災害が頻繁に起こっているということで、職権においてもできるような規定を追加したものです。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 例えれば、減免するってなれば、減税とそれから免除ということだと思うんですけども、その辺の大規模災害って、考えたくもないんですけども、基準って言つたらいいか、どんなことを想定しているのですか。

○議長（海藤邦夫君） 中島課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 令和2年度の最上川洪水の際にも減免の措置は講じております。ただ、その災害が起きたときの、時点のこともありますので、被害を受けられた方の、その被害の割合も考慮して減免する形となっております。（「分かりました、ありがとうございます」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論がないようですから、討論を終結します。
これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第12 議第45号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第12、議第45号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案内容の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第45号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正により、大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法の規定により専決処分をしたものでございます。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしくご審議ください

ますようお願いを申上げます。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長より、議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 議第45号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したもので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年5月16日提出

大蔵村長 加藤正美

次を御覧ください。

専第10号

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大蔵村国民健康保険税条例（昭和41年条例第12号）の一部を次のように改正する。

こちらも別添の概要資料を御覧ください。

主な改正の内容は、（1）課税限度額の引上げです。後期高齢者支援金等課税限度額を22万円から2万円引上げ、24万円とする改正です。

（2）軽減判定所得の拡充です。被保険者の合計所得額が一定額以下の世帯における保険税の負担軽減を図るため、応益割、均等割、平等割を軽減する制度について、軽減判定所得の基となる所得判定基準額を引上げる改正です。5割軽減の基準について、被保険者数に乘じる金額を29万円から29万5,000円に、2割軽減の基準について、被保険者数に乘じる金額を53万5,000円から54万5,000円に引上げるものです。

議案の2ページにお戻りください。

附則から読み上げます。

附則

（施行期日）

1、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2、この条例による改正後の大蔵村国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分

の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記の件、村議会の議決を要するところ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和6年3月30日

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○村長（加藤正美君） 説明が終わったので、質疑に入ります。

ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第13 議第46号 専決処分の承認を求めるについて

令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第1号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第13、議第46号専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第46号専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第1号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に320万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,120万1,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第46号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分し

たので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第1号）

令和6年5月16日提出

大蔵村長 加藤正美

それでは、令和6年度一般会計の補正予算書の2ページをお開きください。

専第11号

令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第1号）

令和6年度大蔵村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ320万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,120万1,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和6年4月1日

大蔵村長 加藤正美

8ページをお開きください。

歳入でございます。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金320万1,000円。

次のページをお開きください。

3 歳出でございます。

2款総務費2項徴税費2目賦課徴収費320万1,000円でございます。こちらのほうは、先ほど
の御説明にもありましたように、定額減税に係るシステム改修費の委託料でございます。

以上、御審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がない
いようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第14 議第47号 新庁舎用地造成工事（第1工区）の請負契約について

○議長（海藤邦夫君） 日程第14、議第47号新庁舎用地造成工事（第1工区）の請負契約についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第47号新庁舎用地造成工事（第1工区）の請負契約について。

この議案は、去る令和6年5月10日に入札を執行した結果、大蔵村大字清水2309番地の1、株式会社八鍬土建代表取締役八鍬欣治と新庁舎用地造成工事（第1工区）の請負に係る仮契約を行ったものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第47号でございます。

新庁舎用地造成工事（第1工区）の請負契約について

次のとおり新庁舎増用地造成工事（第1工区）の請負契約をしたいので、地方自治（法昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 契約の目的 新庁舎用地造成工事（第1工区）の請負

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額 9,328万円

4 契約の相手方 山形県最上郡大蔵村大字清水2309番地の1

株式会社八鍬土建

代表取締役八鍬欣一

令和6年5月16日提出

大蔵村長 加藤正美

こちらにつきましては、去る5月10日に、8社による一般競争入札を実施した結果、税抜8,480万円、税込み9,328万円で落札のあった株式会社八鍬土建と仮契約を行ったものでござい

ます。

契約書については、別添のとおりでございます。

主要の工事内容につきましては、大型ブロック積みの擁壁工が577平米、カルパート工が73メートル、集水ますと側溝工で104メートルでございますので、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） これ、入札ではないんですか。入札は何社ぐらいあったんですか。

それから、あともう一つ。予定価格は幾らだったんですか。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 入札に参加された方は、8社でございます。

予定価格につきましては、税抜きになりますが1億430万円でございます。

以上です。（「はい」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） そのほか。斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） 今指名のあれ、一般競争のあれ、8社ってありましたよね。村内業者は何社で、あと村外業者が何社かお知らせください。

それと、あと落札率はどのぐらいですか。教えていただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 村内業者のほうは2社で、あと村外業者が6社ということでございます。

落札率ですが、81.3%でございます。

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議第48号 ロータリ除雪車（2.2m級）の購入契約について

○議長（海藤邦夫君） 日程第15、議第48号ロータリ除雪車（2.2m級）の購入契約について

を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第48号ロータリ除雪車（2.2m級）の購入契約について。

この議案は、去る令和6年5月10日に入札を執行した結果、新庄市大字鳥越字熊ノ沢1496番地31、寒河江重車輛株式会社新庄営業所所長高橋忠光とロータリ除雪車（2.2m級）の購入に係る仮契約を行ったものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、議第48号でございます。

ロータリ除雪車（2.2m級）の購入契約について。

次のとおり、除雪車（2.2m級）の購入契約をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 ロータリ除雪車（2.2m級）1台の購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 6,028万円
- 4 契約の相手方 山形県新庄市大字鳥越字熊ノ沢1496番地31
寒河江重車輛株式会社 新庄営業所
所長 高橋忠光

令和6年5月16日提出

大蔵村長 加藤正美

こちらのほうにつきましても、5月10日に5社の指名をいたしまして、2社辞退で、3社による指名競争入札を実施した結果でございますが、税抜5,480万円、税込み6,028万円で落札のあった寒河江重車輛株式会社新庄営業所と仮契約を行ったものでございます。

契約書とロータリ除雪車の仕様につきましては添付のとおりですので、よろしくお願いします。

また、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。八鍬議員。

○5番（八鍬信一君） これ、補助率関係と、それから配置先をお願いします。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） そちらにつきましては、地域整備課長のほうからお願ひしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） こちらにつきましては、配置先が沼の台工区になります。

補助率につきましては3分の2になります。3分の2です。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 八鍬委員。

○5番（八鍬信一君） 補助内容はどんなふうですか。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） こちらにつきましては、社会资本整備総合交付金のほうになりますので、ロータリ除雪車のオプション部分から車両本体に係る部分全体に係っての、補助基準がありますので一概に全額の3分の2というふうにはいかないんですが、交付金の配当によりまして事業費が決定するというふうな形になっております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） 以前の事故を踏まえて、ロータリ除雪車購入されていますけれども、それで、安全装置はこれに装備されているのでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） こちらのほうにも装備されております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和 6 年第 2 回大蔵村議会臨時会を閉会いたします。

御審議、誠に御苦労さまでございました。

午後 0 時 08 分　閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員